

分科会の趣旨

子どもたちが、自らを律しつつ、自己を確立し、他人を思いやる心や感動する心をもつ豊かな人間性を備えた人として育ち、自分らしく主体的に生きていくことは、社会全体の願いである。このような豊かな人間性の育成を図る基盤として道徳教育や人権教育がある。

道徳教育の視点からは、自制心や規範意識の希薄化等の心の状況に関わる課題や、現実から逃避し、今の自分さえ良ければよいという利己的な考えに陥りがちな子どもの現状が課題として指摘されている。その背景には、子どもを取り巻く環境の変化、特に家庭や地域社会における教育力の低下等の状況や、いじめ・暴力行為・不登校等の子どもたちが安心して学べる環境に関わる問題がある。これからの道徳教育は、こうした課題やその背景を視野に入れ、子どもたちが夢や希望をもって未来を拓き、人間としてより良く生きようとする力が育成されるよう指導の一層の充実を図っていかなければならない。

また、人権教育の視点からは、子どもたちが人権尊重の理念についての正しい理解や実践する態度が十分身に付いていないことが指摘されている。加えて、教職員にも人権尊重の理念についての理解が不十分であることや指導方法が十分身に付いていない等の課題がある。こうした課題の解決のためには、子どもたちに人間と生命の価値を自覚し尊重することや、人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育む心に響く人権教育を教育活動全般の中で進めていくことが急務である。

本分科会では、校長のリーダーシップの^下、道徳教育や人権教育など心の教育にかかる教育実践を推進するとともに、家庭や地域等と連携・協働した取組を実現し、人間性豊かな日本人を育成するための教育課程の編成・実施・評価・改善について具体的方策を明らかにする。

リーダーシップの視点

(1) 新たな社会を生き抜く人権感覚の育成

未来を担う子どもたちにとって、人が生きていく上で必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず、文化・価値観・個性の違いこそが豊かさにつながることにについて認識することは、人権感覚を育むためには重要なことである。そのためには、学級をはじめ学校生活全体の中で、子どもたち自身が互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していくことが大切である。また、子どもたちの人権感覚は、学校だけでなく家庭や地域社会を通じて育まれることから、その連携と協働が不可欠である。

このような視点から、学校・地域の実態に即した、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心等、社会を生き抜くために必要な人権感覚を育むための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 豊かな心を育成する教育課程の編成・実施・評価・改善

子どもたちに豊かな心を育成することについては、道徳教育として教育活動全体を通して行われることとなっている。ところが、道徳の時間以外の各教科等における道徳教育の実施は、必ずしも十分とは言えない。こうした現状を改善していくためには、子どもたちが、教育活動全体を通して、様々な人間関係を深められるようにするとともに、自己の生き方について考えを深めなければならない。また、他者、社会、自然・環境との豊かな関わりの中で生きるという実感や達成感を味わい、社会参画への意欲や態度を身に付けることができるよう道徳教育の一層の充実を図る必要がある。

このような視点から、家庭や地域との連携を図り、地域の多様な人々や自然・環境等との交流の場を確保し、豊かな関わりの中で人間性や社会性を育み、子どもの内面に根差す豊かな心を育成する教育課程の編成・実施・評価・改善のための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

研究課題 「豊かな人間性を育む教育課程と校長の在り方」

将来の我が国を担う子どもたちに、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心、規範意識などの道徳性の育成を図ることは、極めて重要なことであり、喫緊に取り組むべき社会的要請となっている。

第2期教育振興基本計画でも、「豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。」ことを求めている。

などの感性や心である。

(4) 基本的な生活習慣の定着と規範意識の育成 など

・共通理解を深め、一体となって豊かな心を育む学校、地域、家庭の連携

1. 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」

平成 20 年 4 月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

第 2 章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

第 1 節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校教育においては「生きる力」を育む教育活動が進められている。平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申では、現行学習指導要領が重視する「生きる力」の育成という理念が、社会の変化の中でますます重要となってきたこと、改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂に際しても、「生きる力」という理念の共有が図られるべきこと等を指摘している。

「生きる力」については、平成 8 年 7 月の中央教育審議会答申において、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」などからなる全人的な力として捉えられている。

すなわち、「生きる力」は、変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに関わる力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりをもつものといえる。人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という）や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。

(1) 人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければならない。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。

その際、校長は、人権教育の推進の視点に立って学校の教育目標を作成するとともに、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標について教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

23 年度人権教育および人権啓発施策

平成 23 年 法務省

第 1 節 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 学校教育

文部科学省では、平成 20 年及び平成 21 年に改訂した新学習指導要領において、「豊かな心」の育成や「確かな学力」などからなる「生きる力」を、一層育むこととしている。

「豊かな心」の育成に関しては、道徳の時間で、善悪の判断などの内容を充実するとともに、体験活動等を生かすなどの充実を図っている。また、豊かな人間性や社会性を育む観点から、「豊かな体験活動推進事業」や、学校教育における人権教育を推進するための「人権教育総合推進地域事業」、「人権教育研究指定校事業」、「人権教育に関する指導方法等に関する調査研究」等を実施した。一方、子どもたちの人権尊重という観点からは、子どもたちが安心して学べる環境作りが重要であり、いじめ、暴力行為、不登校など、児童生徒の問題行動等は、引き続き教育上の大きな課題である。

第 2 節 人権課題に対する取組

2 子ども

文部科学省が各都道府県教育委員会などを通じて行った「平成 21 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は 60,195 件、いじめの認知件数は 72,778 件、不登校児童生徒数は 174,160 人、高等学校中途退学者数は 56,947 人となっており、いじめの社会問題化や、小・中学校における暴力行為の発生件数の増加など、児童生徒の問題行動等は教育上の大きな課題である。

な課題となっている。

また、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても、平成 22 年には、学校におけるいじめ事案が 2,714 件（対前年比 51.9%増）や、児童に対する暴行、虐待事案が 771 件（同 6.3%増）と増加しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。平成 22 年度の実施は、以下のとおりである。

- (2) 学校教育及び社会教育における人権教育の推進
- (4) 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進
- (5) いじめ・暴力行為・不登校等に対する取組の推進

第 2 期教育振興基本計画

平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

- (1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

基本施策 2 豊かな心の育成

【基本的考え方】

○ 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。

【主な取組】

2-1 道徳教育の推進

・「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図り、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うため、「心のノート」をさらに充実させ、全小・中学生に配布するとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実や教員の指導力の向上への取組、魅力的な教材の開発や活用など、児童生徒の発達段階や学校・地域の実情に即した多様な取組に対する支援を行う。こうした取組の成果も踏まえつつ、道徳をその特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化することについて具体的な検討を行う。

2-2 人権教育等の推進

・学校における人権教育の指導方法等に関する調査研究とその成果の普及、実践事例の収集・公開等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援する。さらに、学校・家庭・地域の連携により、社会参画意識や公共の精神など主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取組を推進する。

文部科学白書

平成 26 年度

第 4 章 世界トップレベルの学力と規範意識等の育成を目指す初等中等教育の充実

第 9 節 道徳教育の充実

学校教育では、調和の取れた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、道徳の時間（週当たり 1 単位時間）を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動などそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

文部科学省では、教育再生実行会議の第一次提言や、「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告を踏まえ、「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布するとともに、本教材を活用するに当たっての解説や具体的な事例などを掲載した指導資料を作成・配布しました。また、中央教育審議会は、平成 26 年 3 月から道徳教育の在り方について議論を重ね、26 年 10 月に「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」を取りまとめ、学習指導要領に示された内容をより体系的に学ぶことができるよう、小・中学校における従来の「道徳の時間」を「特

別の教科「道徳」（仮称）として位置付けることなどを提言しました。この答申を踏まえ、文部科学省においては、学習指導要領の一部改正案などについて、平成 27 年 2 月 4 日から 3 月 5 日までの 30 日間、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見も踏まえ、27 年 3 月 27 日に道徳の時間を「特別の教科道徳」（「道徳科」）として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改正等を行いました。

今回の改正の主なポイントは次のとおりです。

1. 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
2. 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
3. 数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握
4. 道徳科に検定教科書を導入

今回の改正を踏まえ、小学校では平成 30 年度から、中学校では 31 年度からそれぞれ道徳科が実施されます。また、27 年度から小・中学校それぞれの実施年度までの間は移行措置として、改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組が可能となっています。

さらに、文部科学省では、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、外部講師の活用や、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の作成、家庭・地域との連携を強化する取組など自治体における多様な取組を支援する「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

第 10 節 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定、23 年 4 月 1 日一部変更）に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第 3 次まとめ〕」（平成 20 年 3 月）等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

また、平成 23 年度から人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施しており、26 年度においては、54 の事例を公表しました。そのほか、22 年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催しており、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」等について引き続き周知を図っています。

さらに、平成 26 年 6 月に学校における性同一性障害に係る対応状況の調査結果を公表し、学校へ周知しました。

一部改正学習指導要領

平成 27 年 3 月告示

第 3 章特別の教科道徳

第 1 目標

第 1 章総則の第 1 の 2 に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第 2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

〔善悪の判断、自律、自由と責任〕〔正直、誠実〕〔節度、節制〕〔個性の伸長〕〔希望と勇気、努力と強い意志〕〔真理の探究〕

B 主として人との関わりに関すること

〔親切、思いやり〕〔感謝〕〔礼儀〕〔友情、信頼〕〔相互理解、寛容〕

C 主として集団や社会との関わりに関すること

〔規則の尊重〕〔公正、公平、社会正義〕〔勤労、公共の精神〕〔家族愛、家庭生活の充実〕〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕〔伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度〕〔国際理解、国際親善〕
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること
〔生命の尊さ〕〔自然愛護〕〔感動、畏敬の念〕〔よりよく生きる喜び〕

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、道德教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道德科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。
- 2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道德教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
 - (2) 道德科が学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。
 - (3) 児童が自ら道德性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道德性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。
 - (4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。
 - (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道德的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道德科の授業に生かすようにすること。
 - (6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
 - (7) 道德科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。
- 3 教材については、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。
 - (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。
 - ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
 - ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。
- 4 児童の学習状況や道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。